

改正

平成29年2月15日訓令第5号

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部設置規程

(設置)

第1条 (仮称)八街市協働のまちづくり条例(以下「条例」という。)及び(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定本部は、策定本部会及び策定委員会をもって構成する。

(策定本部会)

第3条 策定本部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 策定本部会に、本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は総務部長を、副本部長は市民部長をもって充てる。

4 本部長は、策定本部会を統括し、策定本部会の会議を招集し、その議長となる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定本部会の任務)

第4条 策定本部会は、条例及び推進計画の企画及び立案の方向付けをし、策定委員会から提出された素案を基に、条例及び推進計画の案を策定し、市長に提出するものとする。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、市民部市民協働推進課長及び別に定める八街市協働のまちづくり職員研究会設置要領の規定に基づく組織職員をもって組織する。

2 策定委員会に委員長を置き、市民部市民協働推進課長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員長は、策定委員会の運営を円滑に行うため、必要に応じて小委員会を置くことができる。この場合において、小委員会に所属する委員は、委員長が定めるものとする。

(策定委員会の任務)

第6条 策定委員会は、条例及び推進計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整を行うとともに、広範な市民の意見を基に条例及び推進計画の素案を策定し、策定本部会に提出するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 策定本部会委員及び策定委員会委員は、それぞれの長の命により、広範な市民の意見を条例及び推進計画に反映させるために実施する八街市協働のまちづくり推進協議会等に出席し、意見の聴取にあたるものとする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定本部の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、条例及び推進計画が策定された日に、その効力を失う。

附 則(平成29年2月15日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第3条第1項）

総務部長
市民部長
経済環境部長
建設部長
議会事務局長
教育委員会教育次長
総務部秘書広報課長
総務部総務課長
総務部企画政策課長
総務部財政課長
総務部防災課長
市民部社会福祉課長
市民部障がい福祉課長
市民部高齢者福祉課長
市民部子育て支援課長
市民部健康増進課長
市民部市民協働推進課長
経済環境部農政課長
経済環境部商工観光課長
経済環境部環境課長
建設部道路河川課長
建設部都市計画課長
建設部都市整備課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長
教育委員会スポーツ振興課長
八街市中央公民館長
八街市立図書館長